・このPDFはAcrobat Readerで開くと、パソコン上で入力できます。
・<2枚目>の「ご確認事項」は提出不要です。

様式第16号㊙(1)

複数就労用

新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金支給申請書B（複数就労用）

1は支援金・給付金の対象として申請する休業事業所について、支給申請書囚に記入する「休業をしている事業所①」以外の事業所の名称・所在地を記入してください（記入順は任意です）。
2・3は①～⑤すべての事業所分について記入してください。
「休業をしている事業所」①～⑤の記号は1、3、支給申請書囚、支給要件確認書すべてで一致させてください。

1. 休業をしている事業所

《前回申請時の支給・不支給決定通知書の写しを添付する場合であって、前回申請時の事業所とすべて同じ事業所のときは記入不要です。》

②	名称	
	所在地	〒 □□□-□□□□ □都 □道 □府 □県 □市 □区 □町 □村
③	名称	
	所在地	〒 □□□-□□□□ □都 □道 □府 □県 □市 □区 □町 □村
④	名称	
	所在地	〒 □□□-□□□□ □都 □道 □府 □県 □市 □区 □町 □村
⑤	名称	
	所在地	〒 □□□-□□□□ □都 □道 □府 □県 □市 □区 □町 □村

2. 休業期間における就労等の状況

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

3. 休業前賃金

《前回申請時の支給・不支給決定通知書の写しを添付する場合であって、前回申請時の事業所とすべて同じ事業所のときは記入不要です。》

休業前賃金額（合計）（直近6か月中任意の3か月分）	❶ □平成 □令和 年 月分 百万 十万 万 千 百 十 一 円	❷ □平成 □令和 年 月分 百万 十万 万 千 百 十 一 円	❸ □平成 □令和 年 月分 百万 十万 万 千 百 十 一 円
休業をしている事業所①	円	円	円
休業をしている事業所②	円	円	円
休業をしている事業所③	円	円	円
休業をしている事業所④	円	円	円
休業をしている事業所⑤	円	円	円

⚠ この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。

ご確認事項

様式第16号㊙(2)

①項目1は、申請する休業事業所の名称・所在地について、支給申請書囚〈1枚目〉の「❷休業をしている事業所」欄の項目6、7に記入する事業所以外の事業所の名称・所在地を記入してください。
②項目2は、申請するすべての休業事業所の支給要件確認書の事業主記入欄 項目7❷の部分を参照のうえ、支給申請書囚 の8の期間に含まれる就労等を記入してください（以下の〈具体的な事例〉を参考にしてください）。
③項目3は、申請するすべての事業所の賃金を記入し、各月ごとに合計額を記入してください。

項目2について	休業期間を含む月（例：4月1～30日）において、就労等した日すべてについて、「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に、具体的な日付を記入してください。（就労等した日がなければ記入不要です）

〈具体的な事例〉

A事業所 毎週月～水、1日の所定労働時間4時間の勤務。休業期間は4月6日～6月15日。
4月13～15日、5月18～20日は所定労働時間どおり勤務。5月25～27日は2時間勤務、2時間休業。

B事業所 毎週月および木、1日の所定労働時間3時間の勤務。休業期間は4月20日～5月31日。
5月25日は所定労働時間どおり勤務。

A事業所、B事業所の休業期間を合わせて、複数就労用で申請を行う休業期間は4月6日～5月31日。
6月1～15日のA事業所休業分は別途A事業所のみでの申請を行う。

※複数事業所での休業期間がある月について、複数事業所の中で、一番早い休業日（4/6）から最後の休業日（5/31）を「支給申請書囚」の「8 支援金・給付金の対象として申請する期間」に、各月ごとに記入してください。
例：4月については、4月6日～4月30日／5月については、5月1日～5月31日

Ⓐ＝A事業所において就労等した日
Ⓑ＝B事業所において就労等した日
←→＝A事業所の休業期間
←-→＝B事業所の休業期間

A事業所
月～水
所定労働時間
4時間

4月1～5日は、休業期間ではないため、所定労働時間どおり就労した
4/1（水）は「4時間以上就労等」に記入

A事業所のみの休業のため、別途A事業所のみでの申請

4/6　6/15

4/13～4/15
所定労働時間どおり4時間勤務
→「4時間以上就労等」に記入

5/18～5/20
所定労働時間どおり4時間勤務
→「4時間以上就労等」に記入

5/25～5/27
2時間勤務、2時間休業→
「4時間未満就労等」「4時間未満就労等かつ休業時間あり」に記入

A事業所の支給要件確認書の項目 7	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
	4／1、13、14、15 5／18、19、20	5／25、26、27	5／25、26、27

B事業所
月、木
所定労働時間
3時間

4/20　5/31

4月1～19日は、休業期間ではないため、所定労働時間どおり就労した
4/2,6,9,13,16は「4時間未満就労等」に記入

5/25
所定労働時間どおり3時間勤務
→「4時間未満就労等」に記入

B事業所の支給要件確認書の項目 7	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
		4／2、6、9、13、16 5／25	

A事業所、B事業所、それぞれの支給要件確認書を参照し、支給申請書囚項目2に月ごとに分けて記入。

2. 休業期間における就労等の状況

4 月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等	4／13、14、15	4／6、9、16	4／6、9、16

5 月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等	5／18、19、20、25	5／26、27	5／26、27

A事業所、B事業所を合わせて、以下のとおり記入。
4月13～15日、5月18～20日：A事業所で所定労働時間どおり（4時間）就労→「4時間以上就労等」欄に記入。
4月6日、9日、16日は、A事業所は休業、B事業所は休業期間外で所定労働時間どおり（3時間）就労→「4時間未満就労等」欄、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄に記入。
5月25日：2時間就労（A事業所）＋3時間就労（B事業所）＝5時間就労→「4時間以上就労」欄に記入。
5月26日、27日：2時間就労で休業時間あり（A事業所）＋休業（B事業所）＝2時間就労で休業時間あり→「4時間未満就労等」欄と「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄に記入。